

玉川発電事務所
管内害虫駆除及び発電所清掃業務委託

07—DT—M7

仕様書

令和7年度

秋田県玉川発電事務所

目 次

第1章 共通事項

- 1 総 則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 2 業務管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3
- 3 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P3

第2章 委 託

- 1 委託概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 2 委託場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4
- 3 委託内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P4-5
- 4 そ の 他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P5
- 5 清掃面積一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P6-7

第1章 共通事項

1 総 則

- (1) この特記仕様書は、秋田県玉川発電事務所管内害虫駆除及び発電所清掃業務委託07-DT-M7に適用する。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、令和6年度「秋田県建築保全業務委託 共通仕様書」によるほか、施設管理担当者と協議の上決定する。
- (3) 業務の実施に当たり、設計図書等に疑義を生じた場合は監督職員と協議のうえ実施するものとする。

2 業務管理

- (1) 業務の実施に当たり、関係法規を遵守し、常に適切なる管理を行わなければならない。
- (2) 業務の実施に当たり、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び交通の妨害並びに公衆に迷惑を及ぼさないように努めなければならない。
- (3) 豪雨、出水、その他の天災に対しては、平素から天気予報などについて十分な注意を払い、常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。
- (4) 作業中の安全に留意しなければならない。
- (5) 業務の実施に影響を及ぼす事故、人身に損傷を生じた事故又は第三者に損害を与えた事故が発生したときは、遅滞なくその状況を監督職員に報告しなければならない。
- (6) 仕様書またはあらかじめ監督職員の指示した箇所については監督職員の確認を得ること。

3 提出書類

提出書類については秋田県建築保全業務委託標準仕様書に定めるほか以下による。

ただし、これにより難い場合は施設管理担当者との協議による。

提出部数については下記を標準とし、他公署との協議に使用する場合などは施設管理担当者の指示による。

(1) 作業日報	(施工日翌日までに)	1 部
(2) 作業写真	(完了時)	1 部
(3) 作業報告書	(完了後速やかに)	1 部
(4) その他必要なもの	(必要のつど)	必要部数

提出部数には、受注者への返却分は含まれない。

第2章 委託

1 委託概要

玉川発電事務所待機宿舎の害虫駆除（カメムシ等）、管内施設のスズメバチ等の巣駆除を行う。また、玉川発電事務所管内の発電所清掃を行う。

2 委託場所

鎧畑発電所、玉川発電事務所	秋田県仙北市田沢湖田沢字鎧畑地内
玉川発電事務所待機宿舎	
玉川発電所	秋田県仙北市田沢湖田沢字水尻合沢国有林地先
小和瀬発電所	秋田県仙北市田沢湖田沢字小和瀬沢国有林地内
小和瀬送電線	
田沢湖発電所	秋田県仙北市田沢湖田沢字潟前地内
鎧畑発電所取水口	秋田県仙北市田沢湖田沢字牛台地内
見付田ダム	秋田県仙北市田沢湖田沢字見附田地内

(1) 害虫駆除（カメムシ等）

玉川発電事務所待機宿舎

小和瀬発電所

(2) スズメバチ等の巣駆除

鎧畑発電所、玉川発電事務所、玉川発電事務所待機宿舎、玉川発電所

小和瀬発電所、小和瀬送電線、田沢湖発電所、鎧畑取水口、見付田ダム

(3) 発電所清掃

鎧畑発電所、玉川発電事務所、田沢湖発電所

3 委託内容

(1) 害虫駆除（カメムシ等）

玉川発電事務所待機宿舎建屋及び小和瀬発電所の外壁及び軒下、待機宿舎建屋においては食堂・厨房、居室（1-25 号室）・客室を除く屋内窓枠に薬剤を散布してカメムシ等の害虫駆除及び侵入防止を行う。ただし、足場なしで行える範囲とする。

ア 建屋概要

玉川発電事務所待機宿舎

1 階建て 最大高さ 6.5 m

外壁及び軒下面積 1,340 m²

屋内窓枠面積 85 m²（食堂・厨房、居室（1-25 号室）・客室を除く）

小和瀬発電所

2 階建て 最大高さ 12.7 m

外壁及び軒下面積 1,030 m²

イ 散布回数

年 2 回（玉川発電事務所待機宿舎）、年 1 回（小和瀬発電所）

ウ 使用薬剤

（ア）外壁及び軒下：プロコート TP

薬剤は水で 5 倍に希釈し、1 m²当たり 0.1L 散布。

（イ）屋内窓枠：サイバーレ 0.5 S C

薬剤は水で 20 倍に希釈し、1 m²当たり 50mL 散布。

(2) スズメバチ等の巣駆除

玉川発電事務所管内施設（発電所建屋等）でスズメバチ等の営巣に薬剤を散布し除去を行う。ただし、足場なしで行える範囲とする。

ア 年間駆除数

1 個（予定）

※営巣が確認された場合施設管理担当者から受注者に連絡し、準備が整い次第実施するものとする。

イ 使用薬剤

ハチノック V

(3) 発電所清掃

発電所建屋内部の清掃を行う。清掃箇所及び面積は、別紙清掃箇所一覧表、設計図面による。ただし、床面清掃は機器・制御盤等の箇所は除外とする。

ア 清掃内容

（ア）床面清掃 除塵、水拭き、一般洗浄

（イ）トイレ清掃 拭き（扉及びトイレ面台、洗面台・水栓、鏡）、
洗浄（衛生器具）

（ウ）流し台清掃 洗浄、厨芥収集

（エ）換気扇清掃 拭き

イ 清掃回数 年 1 回

4 その他

(1) 各業務の詳細な実施日については、施設管理担当者と協議し決定する。

(2) 作業実施に当たり噴霧器、給水ホース等必要な物については受注者が用意すること。

5 清掃箇所一覧表

(1) 床面清掃

箇所	面積(m ²)	箇所	面積(m ²)
鎧畑発電所		田沢湖発電所	
1 F		1 F	
玄関ホール	14	廊下	35
蓄電池室	21	配電盤室	133
発電機室	594	キュービクル室	137
所変室	25	休憩室※1	6
2 F		湯沸室	3
廊下	35	蓄電池室	5
配電盤室	100	トイレ	3
階段（踊場含）	36	B 1 F	
3号機建屋	44	発電機室	195
		階段（踊場含）	101
小計	869	小計	618
玉川発電所			
1 F			
玄関ホール	16		
トイレ	5		
発電機室	388		
倉庫	32		
予備電源室	33		
2 F			
廊下	19		
休憩室※1	18		
直流電源室	19		
配電盤室	62		
B 1 F			
水車室	292		
キュービクル室	115		
階段（踊場含）	51		
小計	1,050		
		合計	2,537

※1 一部量を含む。

(2) トイレ清掃・流し台清掃・換気扇清掃

[箇所]

	トイレ	流し台	換気扇
鎧畑発電所			4
玉川発電所	1	1	5
田沢湖発電所	1	1	2